

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集 87,337,500 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 399,000,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 75,225,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2024年12月18日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2024年12月10日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	137,000	87,337,500	51,375,000
計(総発行株式)	137,000	87,337,500	51,375,000

(注)1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(750 円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(750 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 102,750,000 円となります。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2024 年 12 月 19 日(木) 至 2024 年 12 月 24 日(火)	未定 (注)4	2024 年 12 月 25 日(水)

(注)1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2024 年 12 月 10 日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2024 年 12 月 18 日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 2024年12月10日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることであり、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2024年11月22日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

- 5 株式受渡期日は、2024年12月26日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、2024年12月11日(水)から2024年12月17日(火)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	137,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2024年12月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	137,000	—

(注)1 引受株式数は、2024年12月10日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格等決定日(2024年12月18日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方 式	100,300	75,225,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	100,300	75,225,000	—

- (注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、上場(売買開始)日(2024年12月26日)から2025年1月23日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(750円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、株式受渡期日(上場(売買開始)日)に東京証券取引所グロース市場へ上場する予定であります。

2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2025年1月23日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2025年1月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内

においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後 180 日目の日(2025 年6月 23 日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第 27 条の 30 の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の2第1項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の2第7項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、ペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組みであると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充当いたします。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	71,406	178,401	343,242	522,169	678,869
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,323	38,566	38,404	12,848	19,852
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△2,156	26,759	27,471	9,573	12,333
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	200,000	200,000	200,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	30,000	30,000	30,000
純資産額 (千円)	97,843	124,602	352,074	361,661	374,385
総資産額 (千円)	159,170	212,514	433,707	465,524	512,326
1株当たり純資産額 (円)	9,784.38	12,460.28	11,735.82	241.10	249.32
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△238.07	2,675.90	2,067.41	6.38	8.22
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	61.5	58.6	81.2	77.7	73.0
自己資本利益率 (%)	—	21.5	7.8	2.6	3.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—

配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロ	(千円)	—	—	—	39,953	88,838
投資活動によるキャッシュ・フロ	(千円)	—	—	—	△51,644	△76,583
財務活動によるキャッシュ・フロ	(千円)	—	—	—	△5,835	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	219,496	231,751
従業員数	(人)	6	10	17	26	33
(外、平均臨時雇用者数)		(—)	(1)	(2)	(6)	(7)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第4期及び第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

7. 第1期、第2期及び第3期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマー等)は、年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

9. 主要な経営指標等の推移のうち、第1期から第3期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

10. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の規定に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

11. 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

12. 当社は、2024年10月16日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

13. 当社は、2024年10月16日を効力発生日として、普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期、第2期及び第3期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
1株当たり純資産額 (円)	195.69	249.21	234.72	241.10	249.32
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△4.76	53.52	41.35	6.38	8.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ソフトクリエイトホールディングス (注)1, 2	東京都渋谷区	854,101	株式等の保有を通じた グループ企業の統括、 管理等	被所有 98.3 (31.7)	業務委託取引 購買取引 役員の受入(1名)
(その他の関係会社) 株式会社ecbeing (注)3	東京都渋谷区	200,000	ECサイト構築、サイト 構築、デザイン制作等	被所有 31.7	業務委託取引 購買取引 販売パートナー

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

3. 株式会社ecbeingは株式会社ソフトクリエイトホールディングスの100%子会社であります。

【従業員の状態】

(1) 提出会社の状態

2024年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
35 (8)	31.9	1.9	5,499,971

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(派遣社員、パートタイマー等)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は、ビジュアルマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 最近日までの1年間において、従業員数が4名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状態

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状態】

2024年10月31日現在

区分	株式の状態(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状態(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	—	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	15,000	—	—	—	15,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社ソフトクリエイティブホールディングス(注1)(注3)	1,000,000	65.61
株式会社ecbeing(注2)(注3)	475,000	31.16
株式会社イー・エージェンシー(注3)	25,000	1.64
井上 純(注4)	4,000 (4,000)	0.26 (0.26)
千林 正太郎(注5)	3,250 (3,250)	0.21 (0.21)
見城 壮彦(注5)	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
－(注7)	2,000 (2,000)	0.13 (0.13)
－(注7)	1,550 (1,550)	0.10 (0.10)
－(注7)	1,200 (1,200)	0.08 (0.08)
－(注7)	1,200 (1,200)	0.08 (0.08)

(注)1. 特別利害関係者等(当社の親会社)

2. 特別利害関係者等(当社のその他の関係会社)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

5. 特別利害関係者等(当社の取締役)

6. 特別利害関係者等(当社の監査役)

7. 当社の従業員

8. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 所有株式数の()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

10. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。